

# 日本道德教育学会賞内規

## 1. 目的及び名称

日本道德教育学会は、本学会若手研究者の道德教育に関する優れた研究業績を顕彰し、さらなる研究を奨励するために、「日本道德教育学会賞」を設ける。

## 2. 受賞資格および対象

- (1) 受賞資格は、応募論文刊行時において満 45 歳以下の本学会会員とする。
- (2) 対象は前年 1 月 1 日—同年 12 月 31 日に刊行された単著の論文とする。

## 3. 応募方法

- (1) 会員の推薦により、応募するものとする。自薦他薦を問わない。
- (2) 応募論文(抜刷またはコピー6部)を所定の書式による推薦理由書を添えて期日(3月5日必着)までに学会事務局に郵送する。
- (3) 『道德と教育』に掲載された前条2を満たす公募論文は、自動的に〈前項(2)の手続きを経ることなく〉選考対象とされる。

## 4. 選考方法

- (1) 本賞を選考するために、理事会は理事から選考委員長1名、理事から選考委員4名を選び、計5名からなる選考委員会を設ける。
- (2) 選考委員長及び選考委員の任期は3年とする。再任を妨げない。
- (3) 選考委員長のもとで選考委員会が期日(5月20日)までに選考を行い、理事会に選考結果を報告する。理事会は、選考結果の報告を受け、受賞作を決定する。受賞作は、研究論文、実践研究、論文各1編とする。

## 5. 賞の授与及び公表

総会において、選考委員長が選考結果を報告した後、会長が受賞者に賞状と副賞(賞金)を授与する。

本人からの公表辞退の申し出がない限り、これを「会報」を通じて公表する。

## 6. 附則

- (1) 本規定は、2024年4月1日から施行する。
- (2) 本規定の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。